

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

報告事項件名	頁
(1) バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編） の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 自転車用ヘルメットの購入補助について・・・・・・・・	3
(3) 千住仲町暫定駐車場の土地賃貸借契約について・・・・・・・・	4
(4) 街路樹維持管理指針（取り組み方針編）素案に関するパブリック コメントの実施結果について・・・・・・・・	6
(5) 桑袋ビオトープ公園の取水方法について・・・・・・・・	10
(6) 梅まつりの実施方針について・・・・・・・・	13
(7) 綾瀬川緑地の河津桜育樹イベント実施について・・・・・・・・	15
(8) 花畑川環境整備事業の今後の進め方について・・・・・・・・	16
(9) 竜井堀親水水路の循環施設撤去に伴う水路の取り扱いについて・・・・・・・・	19
(10) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について・・・・・・・・	21
(11) 都営保木間第5及び南花畑五丁目アパート建替えに伴う建替 まちづくり構想（案）について・・・・・・・・	23

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の策定について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）を策定したので、以下のとおり報告する（別添資料参照）。</p> <p>1 基本的な方針</p> <p>足立区バリアフリー協議会及び各部会での議論等を踏まえ、以下の3点を総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とする。</p> <p>(1) 総合スポーツセンターを中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設と、施設間を結ぶ道路を対象に、面的なバリアフリー化を推進する。</p> <p>(2) 公共交通による総合スポーツセンター及び周辺施設に誰もが円滑に移動できるよう、バリアフリー化された歩行ネットワークを形成する。</p> <p>(3) 施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を身につける研修など、接遇や介助水準向上を目指すソフト面の対応策も推進する。</p> <p>2 定めた生活関連施設・経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設、都市公園、商業施設、金融機関、教育施設 など ・ 花畑大橋通り、舎人公園通り、六六通り など <p>3 バリアフリー地区別計画策定後の進め方</p> <p>(1) バリアフリー地区別計画において、「特定事業※」を設定した施設管理者及び関係事業者は、それぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定めた後、バリアフリー化の事業を実施する。</p> <p>※ 特定事業とは、バリアフリー化を具体的に進める事業をいう。</p> <p>(2) 特定事業計画は、足立区バリアフリー協議会において、PDCAサイクルを用いて事業の進捗管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努める。</p>
問題点 今後の方針	<p>今後も、足立区バリアフリー推進計画で定められた10地域について、順次、策定すると共に、未策定地域も含めて、必要なバリアフリー化を進めるよう、各事業者に協力を働きかけていく。</p>

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

<p>件名</p>	<p>自転車用ヘルメットの購入補助について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部交通対策課</p>
<p>内容</p>	<p>道路交通法の改正により令和5年4月1日から自転車のヘルメット着用が年齢にかかわらず努力義務化される。これを受け、ヘルメットの普及促進を目的とした購入補助を検討しているため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 補助制度の概要</p> <p>(1) 補助額 3,000円以上のヘルメット1個につき2,000円 ※ 一人1個まで。</p> <p>(2) 対象者 足立区内にお住まいの方 年齢制限なし</p> <p>(3) 補助の方法 指定の店舗にて所定の申込書を作成、提出したうえ、住所を確認できるものを提示して、2,000円の値引きを受ける。 ※ その後、区より値引分について、店舗へ補助金を交付する。</p> <p>(4) 補助件数 5,000個/年 (想定予算額 5千個×2千円=10,000千円/年)</p> <p>2 開始時期 令和5年4月1日からの法施行のため、令和5年3月中からの補助制度開始を目指す。 年度内実施分の予算については、補正対応を予定する。</p> <p>3 事業期間(予定) 法施行スタートから早期に普及の機運を高めることを目的に、令和7年度まで(法施行から3年間)の事業とする。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>交通安全教室やキャンペーン等、自転車の安全利用に関する普及啓発と合わせてヘルメット着用の普及に取り組む。 年度内の事業開始に向け、補正予算での対応について準備を進める。</p>

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	千住仲町暫定駐車場の土地賃貸借契約について																																																		
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																																																		
内容	<p>千住仲町暫定駐車場の運営事業者との土地賃貸借の契約期間が令和5年3月で満了となるため、新たな事業者を競争入札により選定し、引き続き有料駐車場として運営させるため、以下のとおり報告する。 なお、新たな事業者への貸付期間については、当該地に建設予定の千住保健センターの仮設庁舎開設に影響がでない<u>令和7年3月31日</u>までの2年間とする。</p> <p>1 当該区有地の概要（別紙1参照 P5） (1) 所在地 足立区千住仲町54番1の一部 他 (2) 敷地面積 850.91㎡ (3) 駐車台数 28台 ※ 千住庁舎来庁者の駐車場としても利用中</p> <p>2 土地貸付の公募条件 (1) 使用用途 駐車場として管理・運営すること (2) 契約期間 2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年月日</th> <th style="width: 75%;">作業項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5.1.1（日）</td> <td>あだち広報1/1号・区ホームページ掲載</td> </tr> <tr> <td>R5.1.4（水）～R5.1.25（水）</td> <td>入札参加事業者の申込受付期間</td> </tr> <tr> <td>R5.2.10（金）</td> <td>入札・開札日（午前予定）</td> </tr> <tr> <td>R5.3.1（水）～R5.3.31（金）</td> <td>現契約業者による駐車場用地の引渡し準備 落札業者と契約内容の協議・契約締結</td> </tr> <tr> <td>R5.4.1（土）</td> <td>落札業者による駐車場運営開始 令和7年3月31日まで ※ 必要に応じて契約期間の延伸を検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">項目</th> <th style="width: 12.5%;">R4年度</th> <th style="width: 12.5%;">R5年度</th> <th style="width: 12.5%;">R6年度</th> <th style="width: 12.5%;">R7年度</th> <th style="width: 12.5%;">R8年度</th> <th style="width: 12.5%;">R9年度</th> <th style="width: 12.5%;">R10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千住庁舎改修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">設計</td> <td style="text-align: center;">改修工事</td> <td></td> <td style="text-align: center;">引越</td> </tr> <tr> <td>仮設庁舎建設 （リース契約）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">設計/工事</td> <td style="text-align: center;">引越</td> <td style="text-align: center;">仮設で運営</td> <td style="text-align: center;">解体</td> </tr> <tr> <td>暫定駐車場 運用状況</td> <td style="text-align: center;">現契約</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">次期2年契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年月日	作業項目	R5.1.1（日）	あだち広報1/1号・区ホームページ掲載	R5.1.4（水）～R5.1.25（水）	入札参加事業者の申込受付期間	R5.2.10（金）	入札・開札日（午前予定）	R5.3.1（水）～R5.3.31（金）	現契約業者による駐車場用地の引渡し準備 落札業者と契約内容の協議・契約締結	R5.4.1（土）	落札業者による駐車場運営開始 令和7年3月31日まで ※ 必要に応じて契約期間の延伸を検討する。	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	千住庁舎改修				設計	改修工事		引越	仮設庁舎建設 （リース契約）				設計/工事	引越	仮設で運営	解体	暫定駐車場 運用状況	現契約	次期2年契約					
年月日	作業項目																																																		
R5.1.1（日）	あだち広報1/1号・区ホームページ掲載																																																		
R5.1.4（水）～R5.1.25（水）	入札参加事業者の申込受付期間																																																		
R5.2.10（金）	入札・開札日（午前予定）																																																		
R5.3.1（水）～R5.3.31（金）	現契約業者による駐車場用地の引渡し準備 落札業者と契約内容の協議・契約締結																																																		
R5.4.1（土）	落札業者による駐車場運営開始 令和7年3月31日まで ※ 必要に応じて契約期間の延伸を検討する。																																																		
項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度																																												
千住庁舎改修				設計	改修工事		引越																																												
仮設庁舎建設 （リース契約）				設計/工事	引越	仮設で運営	解体																																												
暫定駐車場 運用状況	現契約	次期2年契約																																																	
問題点 今後の方針	千住庁舎の仮設庁舎建設に影響が出ないよう、資産管理課、衛生管理課、中部地区建設課等との連携のもとに土地賃貸借契約を締結する。																																																		



建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	街路樹維持管理指針（取り組み方針編）素案に関するパブリックコメントの実施結果について						
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課 西部道路公園維持課						
内 容	<p>街路樹維持管理指針（取り組み方針編）素案に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）</p> <p>2 提出者数及び提出方法 (1) 提出者数 1名（7件） (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 0名 Eメール 0名 FAX 0名 郵送 0名 窓口への持参 1名（7件）</p> <p>3 意見の概要と区の考え方（別紙参照 P7～9） 別紙のとおり 指針に反映したご意見 3件</p> <p>4 区の考え方の公表方法 (1) 区ホームページへの掲載 (2) 東部道路公園維持課窓口における閲覧及び配布</p> <p>5 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>建設委員会に街路樹維持管理指針案を報告 街路樹維持管理指針を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和5年2月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表	令和5年3月	建設委員会に街路樹維持管理指針案を報告 街路樹維持管理指針を策定
年 月	内 容						
令和5年2月	パブリックコメントに対する区の考え方を公表						
令和5年3月	建設委員会に街路樹維持管理指針案を報告 街路樹維持管理指針を策定						
問 題 点 今後の方針	パブリックコメントや建設委員会における審議を踏まえ、街路樹維持管理指針を策定する。						

**「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）（素案）」に関するパブリックコメントの
実施結果及び意見に対する区の考え方について**

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）

(2) 意見提出数等

ア 提出者数（件数） 1名（7件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム	0名
(イ) Eメール	0名
(ウ) FAX	0名
(エ) 郵送	0名
(オ) 窓口への持参	1名（7件）

2 意見の構成

内 容	件 数
序章	0
第1章 足立区の街路樹の現状と課題	2
第2章 指針の目的と対象	0
第3章 足立区が目指す街路樹像	5
合計	7

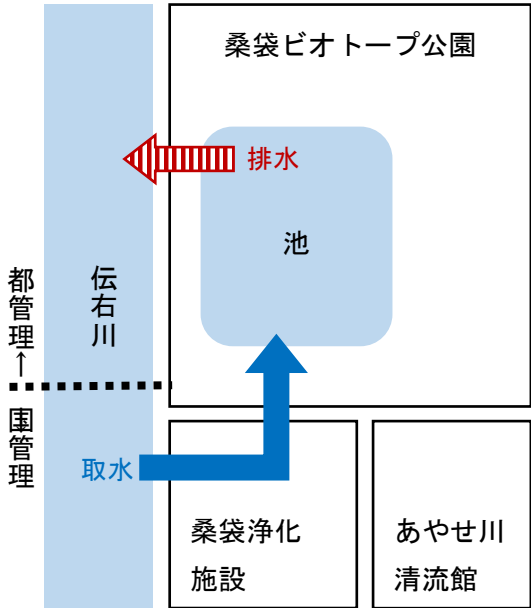
寄せられたご意見に対する区の考え方（「街路樹維持管理指針（取り組み方針編）」素案）

No.	意見の概要	区の考え方
第1章 足立区の街路樹の現状と課題		
1	<p>区民の方からのクレームへの場当たりの対応となっていることが課題と考えます。当然、道路としての役割を阻害する要因は取り除かねばなりません。要望の内容によっては、区民にもご協力をいただく働きかけも必要なのではないでしょうか。そのためにも、今回のような管理指針を定め、区民への周知・理解を促す必要があると考えます。</p>	<p>ご意見いただきました「管理指針を区民へ周知・理解を促す必要がある」という内容につきまして、10頁「1 策定の目的」に、「本指針を広く周知し、区民の皆さまに内容をご理解いただき、方針にご協力賜ることが、適切な街路樹の維持管理につながっていきます」と加筆いたします。</p>
2	<p>適期以外の剪定による問題としては、樹木の生育への影響のほかにも、ヒートアイランド現象への対策に十分な緑陰形成がなされていないこともあるのではないのでしょうか。夏季剪定における作業の結果、最も緑陰が必要な真夏に緑陰を得られていない状況にあります。</p>	<p>12頁の「維持管理の年間計画」に、ヒートアイランド現象への対策の一環として「夏場の緑陰形成など快適な道路空間となるよう、維持管理の年間計画をたてる」と記載いたしております。</p> <p>なお、具体的な方策につきましては、現在作業中の実務編に記載して、可能な限り適期での剪定に努めてまいります。</p>
第3章 足立区が目指す街路樹像		
3	<p>課題として、各街路を担当する職員の方によって剪定方針に偏りがあるのが現状です。特に陳情対応の際には、樹木や景観に悪影響となる過度な強剪定を指示されるケースもあります。よって、基準の共有化は是非取り組んでいただきたいですが、職員・業者に基準が浸透するまでは、担当エリアを単年で変えるのではなく、中長期的に受け持つべきと考えます。</p>	<p>各担当職員による剪定方針の偏りの解消につきましては、本指針を維持管理の基準とすることを職員間で共有し、研修などで理解を深めることで、バランスのよい街路樹の維持管理を行ってまいります。</p> <p>委託業者に基準を浸透させる方法の一つとして、業者ごと中長期的に担当路線を決めることも、今後検討してまいります。</p> <p>また、足立区造園業防災協会との意見交換会などを通じて、発注者側と受注者側、それぞれが認識する課題を共有し、改善策を検討する機会を設けてまいります。</p>

No.	意見の概要	区の方考え方
第3章 足立区が目指す街路樹像		
4	重点路線選定の方針として、他にも区内の都市計画とセットで検討していくべきと考えます。例えば、西新井大師など歴史ある寺社の参道の拡張と合わせてシンボル並木を形成するなど、街全体の景観づくりとして考えていただきたいです。	重点路線選定は既存路線を対象としているため、西新井大師参道の拡張といった将来計画を伴う街全体の景観づくりという視点は、方針に取り入れることはできません。 しかし、いただいたご意見を参考にいたしまして、13頁「路線ごとの将来計画」に、「重点的に取り組む路線に位置づけた路線での取り組みを参考に、その他の路線も順次、都市計画等を踏まえ将来目標を設定します」と修正・加筆いたします。
5	枯木撤去後も新たに植樹できずにいる狭い空桝に関しては、景観上の観点からも、すぐにでも低木・地被類の植栽や歩道と同様の舗装を検討していただきたいです。	枯損木撤去後は、景観上及び安全上の観点からも空桝のままにせず、まずは歩行者の安全確保のために速やかに簡易舗装を行います。その後、歩道幅員を確保できないなどの理由により街路樹を植樹しない箇所については、まとまった舗装ができる所から優先的に工事を行っていきます。
6	「道路形態に合う樹種」について、植樹した初期の姿ではなく、長期的な視点で、生長した樹高・樹勢がその道路環境に適したものかを考慮して選定いただきたいです。また、温暖化や気候変動、病害虫に対応できる樹種（理想は在来種）の選定も必要と考えます。	「道路形態に合う樹種」の選定にあたりましては、生長した樹木を想定して、その道路環境に適した樹種を選定してまいります。また、温暖化や気候変動、病害虫への対応も踏まえて検討してまいります。 なお、具体的な樹種選定の考え方につきましては、現在作業中の実務編に記載してまいります。
7	公園・公共施設だけでなく、周辺のマンションや大学・企業・商業施設とも一体となって、景観形成を検討していただきたいです。（参考例）葛飾にいじゅくみらい公園	13頁「その他の公共施設等との連携」に、「幅員の狭い歩道では、公園外周部と道路を一体利用できるような整備を行うなど、その他の公共施設と連携して安全性を確保します。また、良好な景観形成や道路空間の快適性の向上を目指し、公共施設に限らず、周辺のマンションや大学・企業・商業施設等と連携してまいります」と修正・加筆いたします。

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

<p>件名</p>	<p>桑袋ビオトープ公園の取水方法について</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室パークイノベーション推進課</p>								
<p>内容</p>	<p>桑袋浄化施設の撤去に伴う桑袋ビオトープ公園の池の取水方法の検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 現在の取水・排水方法（図1参照）</p> <p>伝右川から取水し、公園の池から伝右川に排水している。取水量は最大100m³/日である。</p> <p style="text-align: center;">図1 現在の取水・排水の簡略図</p>  <p>2 浄化施設撤去後のこれまでの取水方針</p> <p>(1) 整備方針</p> <p>国による桑袋浄化施設の撤去工事が完了する令和6年度までに、伝右川護岸（都管理地）に新たな取水施設を整備し、現状のとおり伝右川（都管理地）へ排水する方針だった。</p> <p>(2) スケジュール</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和4～5年度</td> <td style="width: 30%;">設計委託</td> <td style="width: 20%;">(概算費</td> <td style="width: 30%;">5,500万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5～6年度</td> <td>工事</td> <td>(概算費</td> <td>1億4,000万円)</td> </tr> </table>	令和4～5年度	設計委託	(概算費	5,500万円)	令和5～6年度	工事	(概算費	1億4,000万円)
令和4～5年度	設計委託	(概算費	5,500万円)						
令和5～6年度	工事	(概算費	1億4,000万円)						

内 容	<p>3 新たに生じた2つの課題</p> <p>2つの課題が生じ、方策を検討したが、解決に至っていない。</p> <p>(1) 国による工事の期間短縮により取水不可</p> <p>工事期間が当初予定の3年間（令和4～6年度）から1年6か月（令和4年4月～令和5年9月）に短縮された結果、令和5年3月以降は河川からの取水ができないことになった。</p> <p>ア 早期に取水を可能とする方策の検討</p> <p>(ア) 取水量の制限がない井戸を設置する場合、深さ650m以深にする必要がある。想定工事費は約3億円、温泉水の恐れもあるため、実現は困難である。</p> <p>(イ) 上水道から仮に取水量50m³/日を補給する場合、水道料金は年間約700万円となる。</p> <p>(2) 河川に排出不可</p> <p>上水道を利用する場合に備え、東京都下水道局に川へ排水する場合の下水道料金の減免について相談した。</p> <p>その結果、当該公園は下水道告示区域内であるため、池の水は、河川から取水または上水道から補給のいずれであっても、河川に排水せず、下水道施設に排水するべきと指摘を受けた。</p> <p>そのため、新たに池の水を下水道施設に接続する工事と下水道料金の支払いが必要になった。</p> <p>ア 下水道料金を抑える方策の検討</p> <p>(ア) 仮に排水量50m³/日を想定すると、下水道料金は年間約600万円となる。</p> <p>(イ) 池（取水口から排水口までの経路）を準用河川に位置づけ、河川に排水することを国及び東京都に相談したが、準用河川には位置づけられないとの判断だった。</p> <p>4 新たな取水方法の検討</p> <p>ランニングコストを抑えながら、ビオトープとしての機能を維持していくために新たな取水方法を検討する。</p> <p>検討にあたり、まずは真に必要な取水量を改めて決定することが必要であるため、以下の2つのモニタリング調査を実施する。</p> <p>(1) 河川からの取水量削減のための調査</p> <p>令和4年12月から先行して、段階的に取水量を減らし、池の水量・水質等の変化をモニタリング</p> <p>(2) 水道水補給による調査</p> <p>上記（1）の調査によって取水量をある程度削減した時期、または令和5年3月の取水停止以降は、上水道から補給し、池の水量・水質等の変化をモニタリング</p>
-----	--

<p>内 容</p>	<p>【参考】上下水道料金の目安 補給量 10 m³/日の場合 202 万円/年 補給量 50 m³/日の場合 1, 316 万円/年</p> <p>5 新たな排水方法の検討 上記4の取水量・取水方法の検討と並行して、東京都下水道局と下水道施設に接続することについて協議を行う。</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>当初予定していた伝右川護岸(都管理地)に取水施設を整備するための予算計上は行わず、新たな取水・排水方法を決定した段階で、改めて予算を計上する。</p>

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	梅まつりの実施方針について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>梅まつりの実施方針について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施方針について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを考慮し、梅園ライトアップのみ実施する。</p> <p>(1) 梅園のライトアップ実施</p> <p>ア 実施期間 令和5年2月23日（木・祝日）～令和5年2月26日（日）</p> <p>※ 荒天中止</p> <p>イ 実施時間 午後6時～午後8時</p> <p>ウ 実施場所 大谷田公園内梅園（大谷田四丁目4番1号）</p> <p>(2) 梅の紹介リーフレットの配布</p> <p>ア 来園者が楽しめる梅の紹介リーフレットを作成する。</p> <p>イ 多くの方が利用できるよう、梅園開放期間中[*]は梅園入口にリーフレットを用意する。</p> <p>※ 梅園開放期間は令和5年1月26日（木）～令和5年3月12日（日）。</p> <p>ウ 令和5年2月18日（土）、19日（日）、ライトアップ実施時は現地で職員が来園者に配布する。</p> <p>(3) 飲食及び販売等の催し物を伴う昼間のイベントは実施しない。</p> <p>2 梅園ライトアップの感染症対策実施</p> <p>以下のとおり、感染防止対策を徹底して実施する。</p> <p>(1) 飲食の禁止</p> <p>(2) 通路の一方通行化</p> <p>(3) 出入口を限定し、マスク着用の確認、消毒液設置、検温の実施</p> <p>※ 現在の国等の方針が継続される限り実施</p> <p>(4) 混雑時、梅園内ベンチの使用中止（滞留の防止）</p> <p>※ 梅園外の公園ベンチは使用可能</p> <p>(5) 園路内で声掛け（滞留の防止）</p>

	<p>3 区民等への周知方法</p> <p>(1) あだち広報</p> <p>(2) 区ホームページ掲載、ポスター、SNS等</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>梅まつりの実施方針について、地元商店会などの関係団体や関係機関へ丁寧の説明するとともに、手続きを速やかに行っていく。</p>

建設委員会報告資料

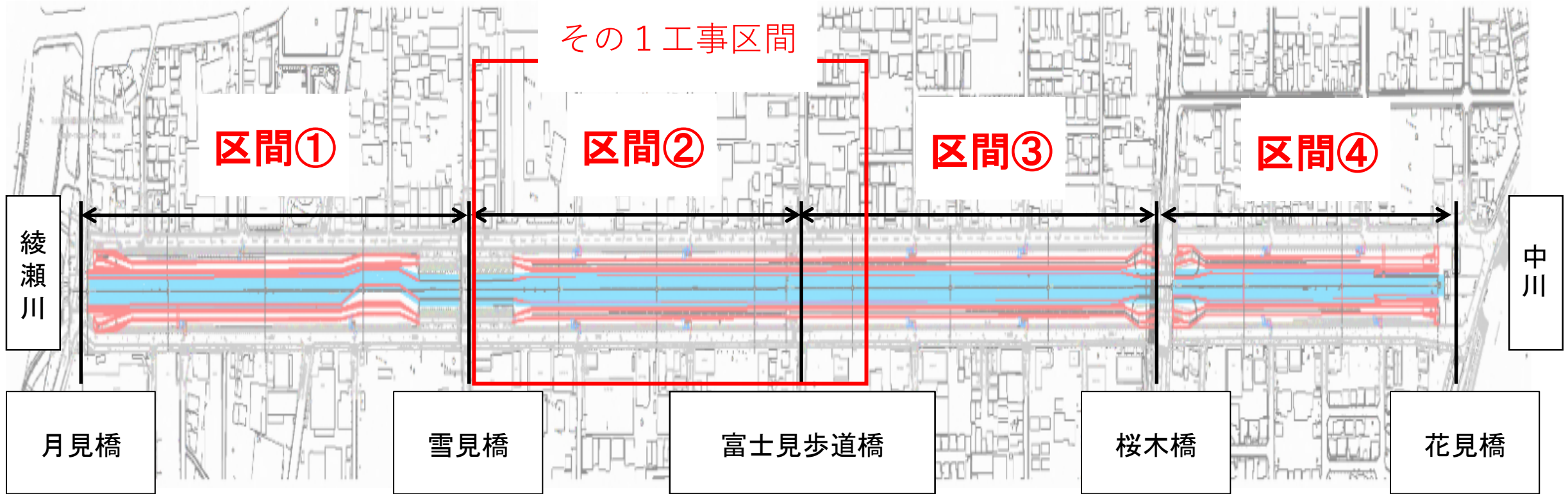
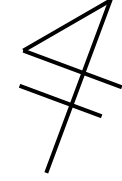
令和5年1月19日

件名	綾瀬川緑地の河津桜育樹イベント実施について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	<p>令和3年2月に植樹した綾瀬川緑地の河津桜育樹イベントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和5年3月5日（日） 午前10時～午後4時 ※ 荒天中止</p> <p>2 招待者 植樹にあたり寄附いただいた152組</p> <p>3 会場 綾瀬川緑地（花畑二丁目16番先）</p> <div data-bbox="379 1086 1420 1568" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>4 内容 (1) 河津桜へ「肥料やり」「水やり」作業 (2) 記念品（焼菓子）贈呈 (3) 写真スポットでの記念撮影（参加者の自由撮影）</p> <p>5 その他 (1) 当日は臨時駐車場と駐輪場を設置 (2) 臨時駐車場付近に仮設トイレを1基設置</p>
問題点 今後の方針	関係機関及び地元等と調整を図り、育樹事業を円滑に進める。

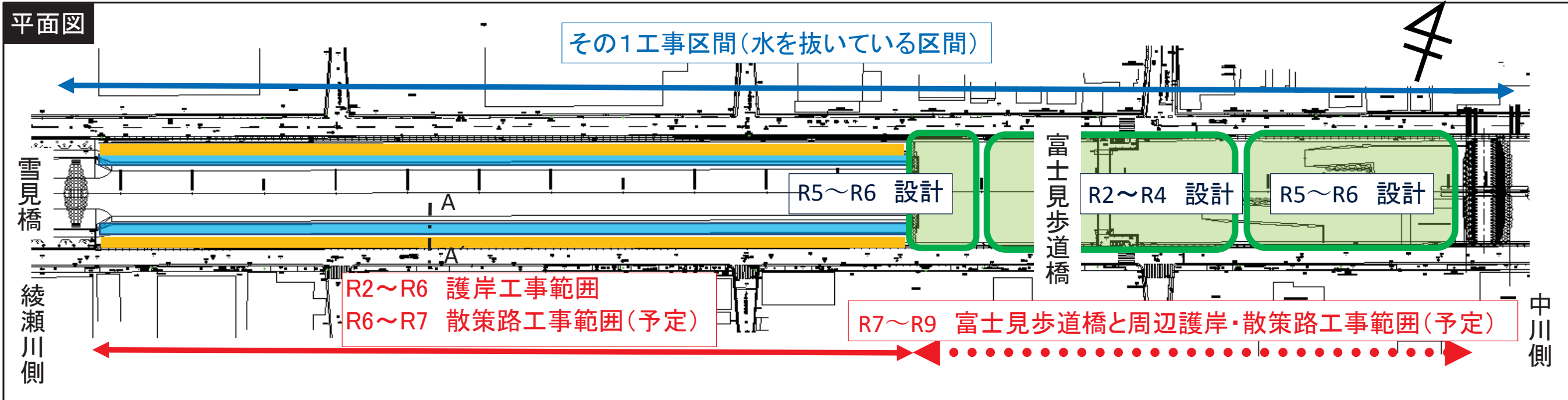
建設委員会報告資料

令和5年1月19日

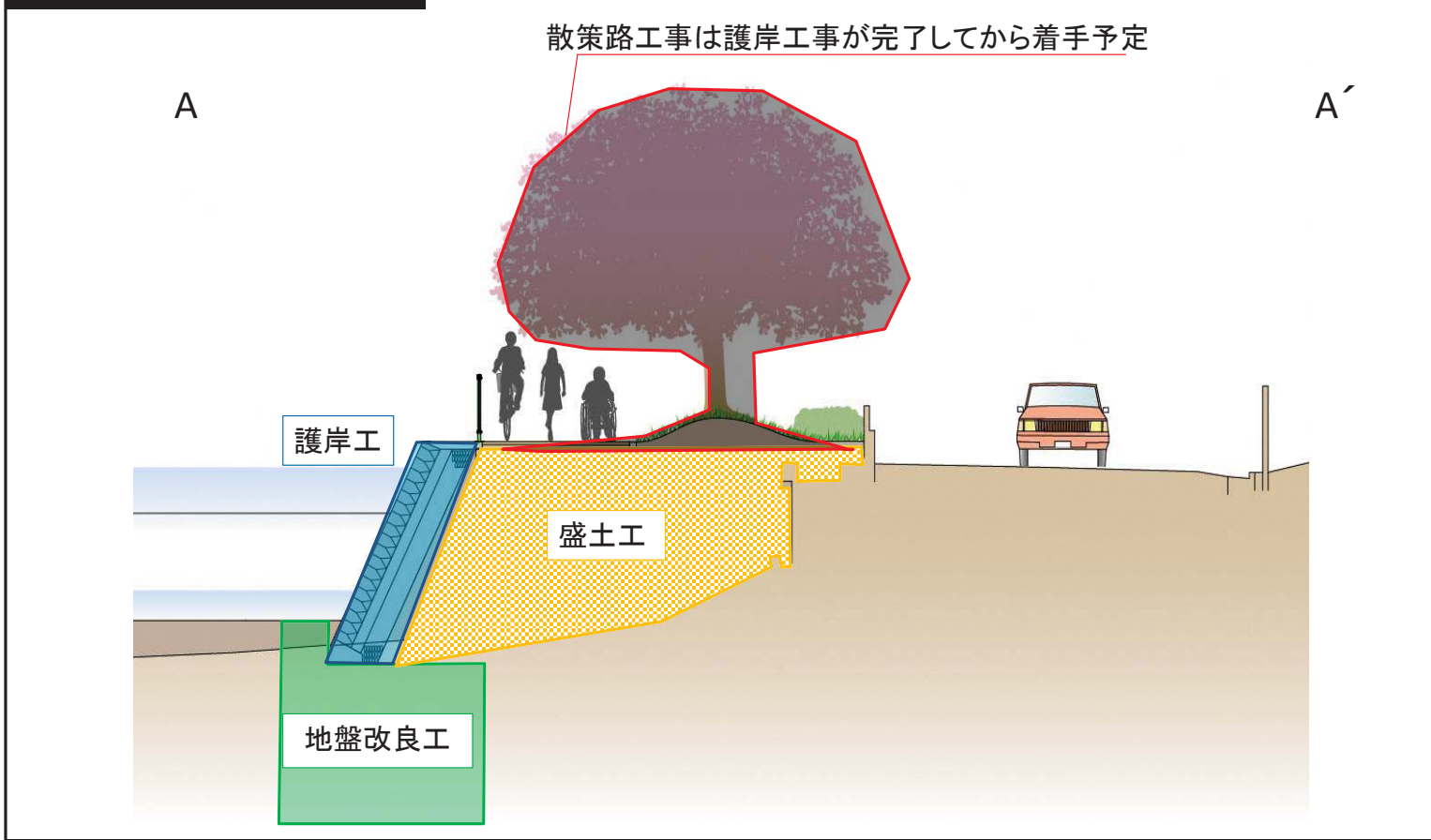
件名	花畑川環境整備事業の今後の進め方について												
所管部課名	道路公園整備室道路整備課												
内 容	<p>花畑川環境整備事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 花畑川環境整備事業詳細設計その2委託の先送り 花畑川環境整備事業の全体計画を精査するため、別紙1（P 17参照）の区間④の詳細設計について、令和4年度の委託発注を中止する。</p> <p>2 その1工事区間のスケジュールについて 花畑川環境整備事業その1工事区間では、現在護岸整備工事を進めている。 今後、散策路整備工事や富士見歩道橋の架け替え工事を別紙2（P 18参照）のとおり進めていきたいと考えている。</p> <p>【表 その1工事区間のスケジュール（案）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 度</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度～令和6年度</td> <td>その1工事による護岸工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年度～令和4年度</td> <td>富士見歩道橋の架け替え設計</td> </tr> <tr> <td>令和5年度～令和6年度</td> <td>富士見歩道橋と周辺護岸・散策路設計</td> </tr> <tr> <td>令和6年度～令和7年度</td> <td>その1工事による散策路工事</td> </tr> <tr> <td>令和7年度～令和9年度</td> <td>富士見歩道橋と周辺護岸・散策路工事</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	内 容	令和2年度～令和6年度	その1工事による護岸工事	令和2年度～令和4年度	富士見歩道橋の架け替え設計	令和5年度～令和6年度	富士見歩道橋と周辺護岸・散策路設計	令和6年度～令和7年度	その1工事による散策路工事	令和7年度～令和9年度	富士見歩道橋と周辺護岸・散策路工事
年 度	内 容												
令和2年度～令和6年度	その1工事による護岸工事												
令和2年度～令和4年度	富士見歩道橋の架け替え設計												
令和5年度～令和6年度	富士見歩道橋と周辺護岸・散策路設計												
令和6年度～令和7年度	その1工事による散策路工事												
令和7年度～令和9年度	富士見歩道橋と周辺護岸・散策路工事												
問 題 点 今後の方針	その1工事区間の工事については、安全かつ確実に進めるとともに、その1工事区間以降については、改めて考え方を精査する。												



平面図



A-A'断面：既存工事



凡例：工事および設計のスケジュール

工事スケジュール

- その1工事による護岸・散策路完成範囲
- R7~R9 工事予定範囲
 - ・富士見歩道橋架け替え工事
 - ・周辺護岸と散策路の工事

設計スケジュール

- R2~R4 設計範囲
 - ・富士見歩道橋架け替え
- R5~R6 設計範囲
 - ・既存工事範囲との接続部の護岸
 - ・考える会要望に応じた設計
 - ・施工方法および工事金額のCM業者チェック

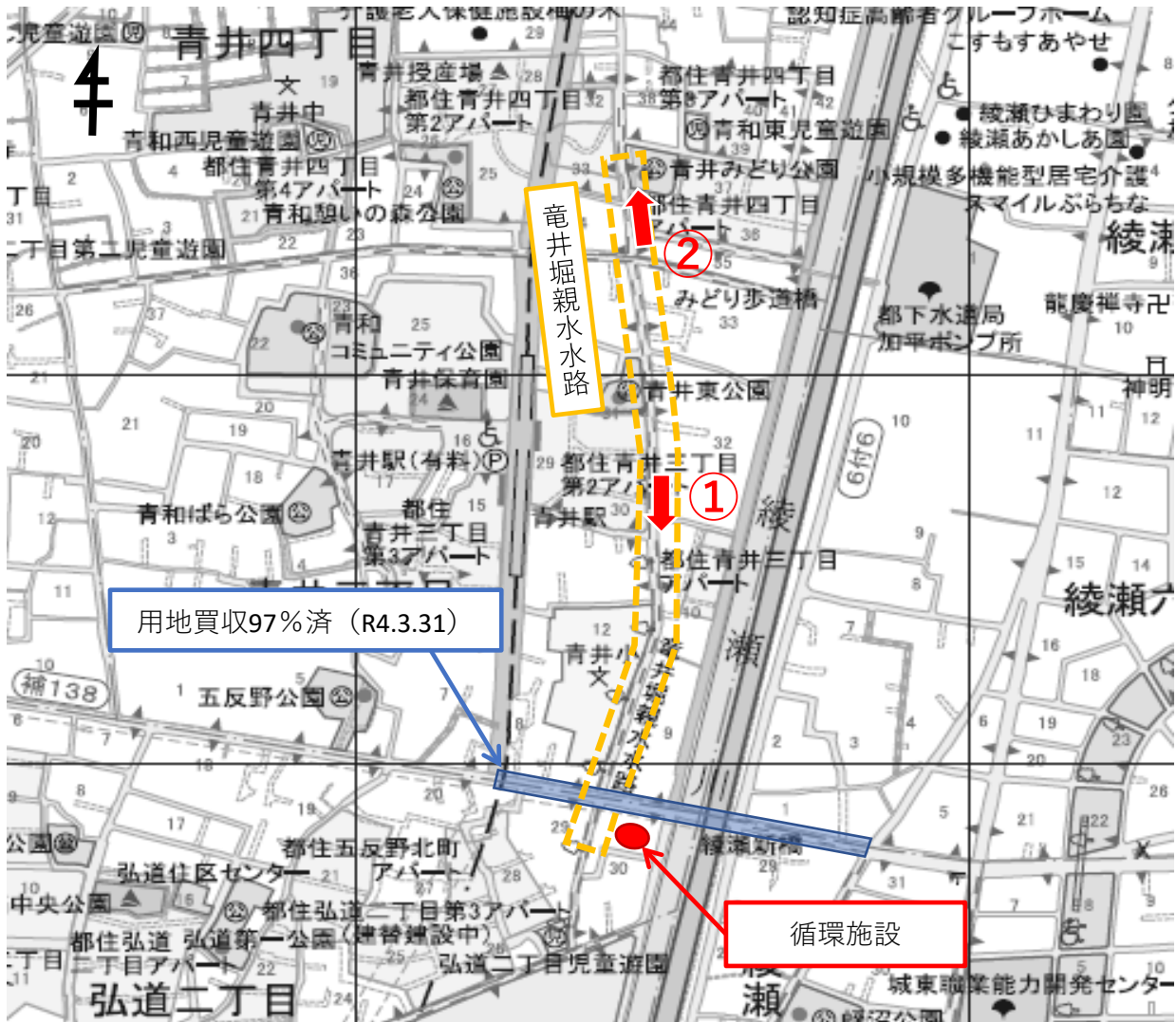
建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	竜井堀親水水路の循環施設撤去に伴う水路の取り扱いについて						
所管部課名	都市建設部都市建設課 道路公園整備室道路整備課 パークイノベーション推進課						
内容	<p>竜井堀親水水路の循環施設撤去に伴う水路の取り扱いについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 竜井堀親水水路の概要</p> <p>竜井堀親水水路（以下「水路」という。）は、青井小学校へ降った雨水を主利用しており、浄化施設などの循環施設を経由させている。</p> <p>この循環施設が東京都施行の綾瀬新橋架け替え（補助第138号線）用地内に存在している。</p> <p>2 綾瀬新橋架け替え（補助第138号線）の進捗について</p> <p>東京都第六建設事務所から、令和6年度に工事着手するため、令和5年度中に循環施設の撤去を要望されている。</p> <p>3 今後の水路の取り扱いについて</p> <p>（1）水路について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 循環施設を撤去すると水路を存続することができなくなる。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 施設の老朽化が著しく、維持していくことが困難。</p> <p>（2）今後の方針（別紙参照 P20）</p> <p style="margin-left: 20px;">町会や青井小学校等の意見を伺いながら、改修内容の検討を進めていく。</p> <p>4 今後の進め方（案）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>町会、青井小学校等からの意見収集</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月まで</td> <td>循環施設の撤去</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年度	町会、青井小学校等からの意見収集	令和6年3月まで	循環施設の撤去
年 月	内 容						
令和4年度	町会、青井小学校等からの意見収集						
令和6年3月まで	循環施設の撤去						
問題点 今後の方針	<p>1 町会や青井小学校等の意見を伺いながら、検討を進める。</p> <p>2 循環施設の撤去は、令和5年度中に完了予定。</p>						

位置図

別紙

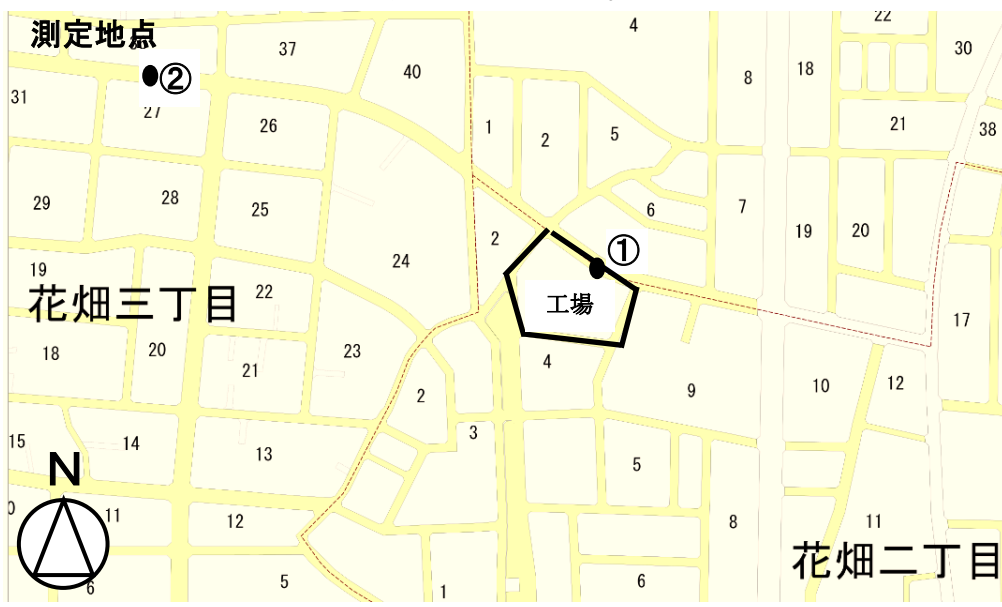


竜井堀親水水路延長：約640m（開きよ部 約300m）
 綾瀬新橋の南西から青井みどり公園西側まで続く親水水路



建設委員会報告資料

令和5年1月19日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																					
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																					
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工場の北側の道路騒音測定について</p> <p>工場付近と、同じ道路の離れた場所で工場稼働終了後、騒音測定及び交通量調査を行った。なお、ミキサー車の走行はなかった。</p> <p>(1) 測定日時 令和4年12月20日午後6時52分（10分間測定）</p> <p>(2) 測定地点 下図参照 ① 花畑二丁目4番先（工場北側） ② 花畑三丁目27番先</p> <p>(3) 測定結果 以下の表のとおり、騒音レベル・交通量ともほぼ同等であった。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th rowspan="2">測定値 L5 (dB)</th> <th rowspan="2">測定値 Leq (dB)</th> <th colspan="3">交通量 (台/時)</th> </tr> <tr> <th>大型車</th> <th>普通車</th> <th>二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 花畑 2-4 先</td> <td>71</td> <td>64</td> <td>6</td> <td>174</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>② 花畑 3-27 先</td> <td>67</td> <td>61</td> <td>6</td> <td>174</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ L5 騒音の測定値を大きい順に並べたときの上から5%の測定値工場等の騒音の規制に用いられる。</p> <p>※ Leq 等価騒音レベル（測定した騒音測定値を(加乗)平均した値）自動車騒音の評価に用いられる。</p> 	測定地点	測定値 L5 (dB)	測定値 Leq (dB)	交通量 (台/時)			大型車	普通車	二輪車	① 花畑 2-4 先	71	64	6	174	6	② 花畑 3-27 先	67	61	6	174	18
測定地点	測定値 L5 (dB)				測定値 Leq (dB)	交通量 (台/時)																
		大型車	普通車	二輪車																		
① 花畑 2-4 先	71	64	6	174	6																	
② 花畑 3-27 先	67	61	6	174	18																	

2 区内の主な幹線道路の騒音の状況

区で定期的に測定をしている幹線道路の騒音レベルは以下のとおりである。

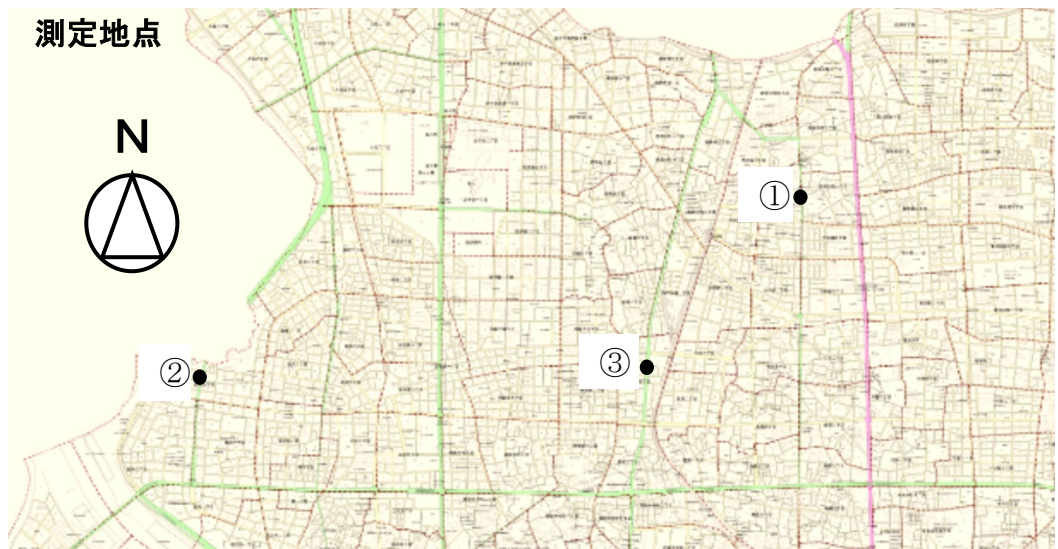
工場北側道路の騒音は、下表①～③の2車線の都道と同程度の騒音レベルとなっている。

地点	道路名 測定地点住所	車線数	測定日時	測定値 Leq (dB)	要請限度 Leq (dB)
①	都道吉場安行東京線 西保木間 1-21 先	2	R3. 11. 11 18:50	65	75
②	都道東京川口線 鹿浜 5-15 先	2	R3. 11. 9 18:50	69	
③	都道吾妻橋伊興町線 栗原 4-17 先	2	R3. 11. 11 18:50	67	
※	花畑 2-4 先(工場北側)	2	R4. 12. 20 18:52	64	

※ 自動車騒音の評価は要請限度（騒音規制法）を基準として判断

※ Leq 等価騒音レベル（測定した騒音測定値を(加乗)平均した値)

測定地点



3 安全対策工事について

事故防止等のため、近隣への周知の上、セメントサイロの圧送管の一部更新工事を行っている。


- ・ 工事期間（予定） 令和5年1月7日～令和5年2月10日

問題点
今後の方針

引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。

建設委員会報告資料

令和5年1月19日

<p>件名</p>	<p>都営保木間第5及び南花畑五丁目アパート建替えに伴う建替まちづくり構想(案)について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>建築室住宅課 区営住宅更新担当課</p>
<p>内容</p>	<p>東京都が策定した都営保木間第5及び南花畑五丁目アパート建替えに伴う建替まちづくり構想(案)がまとまったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 建替まちづくり構想(案)(別紙参照 P25~30)</p> <p>(1) まちづくりの目標 良好な住環境を継承し、地域と調和のとれた、安心・安全で快適に暮らせるまち</p> <p>(2) 建替えにより実現すべきこと ア 住環境の向上により快適に暮らせるまちの実現 イ 周辺環境と調和のとれた地域とつながるまちの実現 ウ 地域の拠点となる広場と緑豊かなまちの実現</p> <p>2 団地概要</p> <p>(1) 所在地 南花畑五丁目14、15番 (2) 面積 約6.6ヘクタール (3) 住戸数 905戸 (4) 位置図</p>  <p><small>「この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第459号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」(承認番号)4都市基街都第123号、令和4年7月4日</small></p>

3 建替まちづくり構想（案）説明会

- (1) 日時 令和5年2月14日（火）午後7時～午後8時
- (2) 場所 総合スポーツセンター 会議室
- (3) 主催 東京都、足立区
- (4) 周知 近隣町会での回覧・掲示、団地周辺に案内の配布

4 今後の予定

年 月	内 容
令和5年2月14日	建替まちづくり構想（案）説明会
令和5年2月頃	建替まちづくり構想策定
令和5年3月～	地区計画の検討
令和5年夏頃	地区計画原案説明会
令和5年冬頃	足立区都市計画審議会で審議
令和6年春頃	都市計画決定・告示

問 題 点
今後の方針

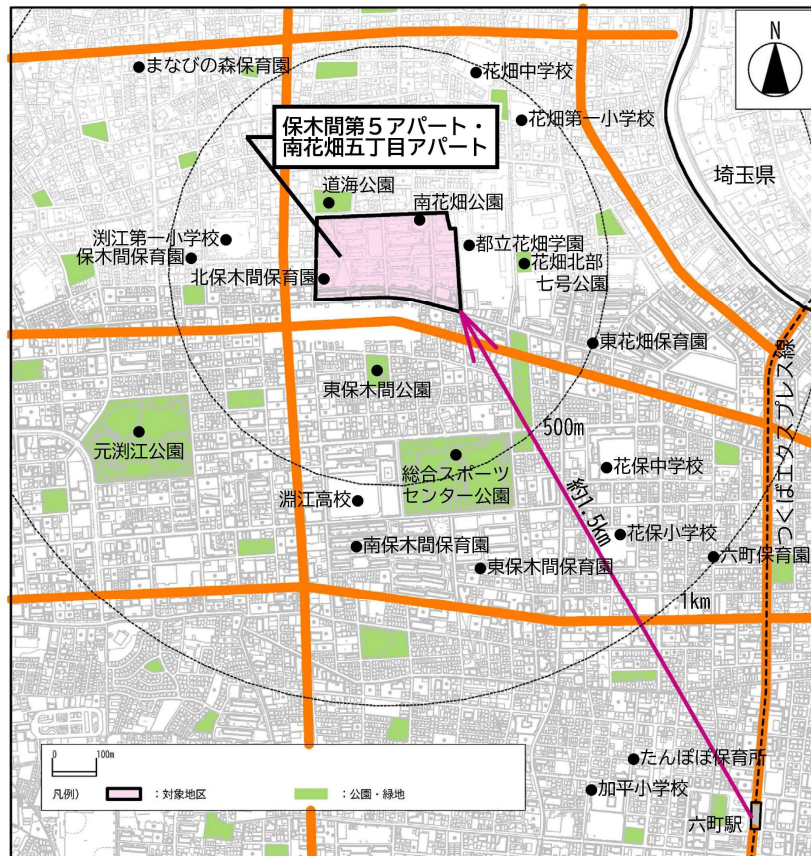
説明会の意見や要望等を踏まえて建替まちづくり構想を策定するとともに、都市計画手続きに向けた準備を行う。

都営保木間第5アパート・都営南花畑五丁目アパートの建替えに伴う 建替まちづくり構想（案）



建替まちづくり構想の概要

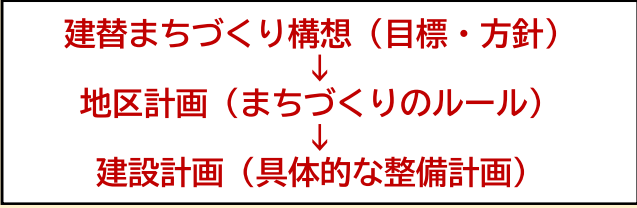
対象地区の位置図



「この地図は、国土地理院長の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（S-1:2,500）を使用（4都市基交第459号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」（承認番号）4都市基街都第123号、令和4年7月4日

建替まちづくり構想の目的

- 都営保木間第5アパートと都営南花畑五丁目アパートの建替えに必要な地区計画を定めるため、本建替まちづくり構想を策定します。



対象地区と周辺の状況

○ 対象地区

- 都営保木間第5アパート
- 都営南花畑五丁目アパート

○ 周辺の状況

本地区および周辺は「一団地の住宅施設」や「土地区画整理事業」により、都営住宅や道路、公園等が整備されており、良好な住環境が形成されています。

『建替まちづくり構想』策定に向けたまちづくりの目標と基本方針

*** まちづくりの目標 ***

《 良好な住環境を継承し、地域と調和のとれた、安心・安全で快適に暮らせるまち 》

【すまい】

現況



都営住宅（南側より）

- 建設から50年以上経過した住棟も多く、建物の老朽化が進んでいます。

課題



都営住宅（北側より）

- 一部の住棟にはエレベータが設置されておらず、バリアフリー化への対応が遅れています。

【ちいき】

現況



地区内通路（南北貫通）

- 地域住民が地区内通路を生活動線として利用しています。

課題



地区内通路（東西貫通）

- 地区内通路の一部は、歩車道が分離されていません。

【ひろば】

現況



団地内広場

- 団地内の広場を中心に、避難場所としてのスペースを十分に確保しています。

課題



団地内広場

- 団地内の広場は、団地外周部に比べて特徴のある既存樹木が多くありません。

*** まちづくりの基本方針 ***

～ 建替えにより実現すべきこと ～

1

住環境の向上により
快適に暮らせるまち

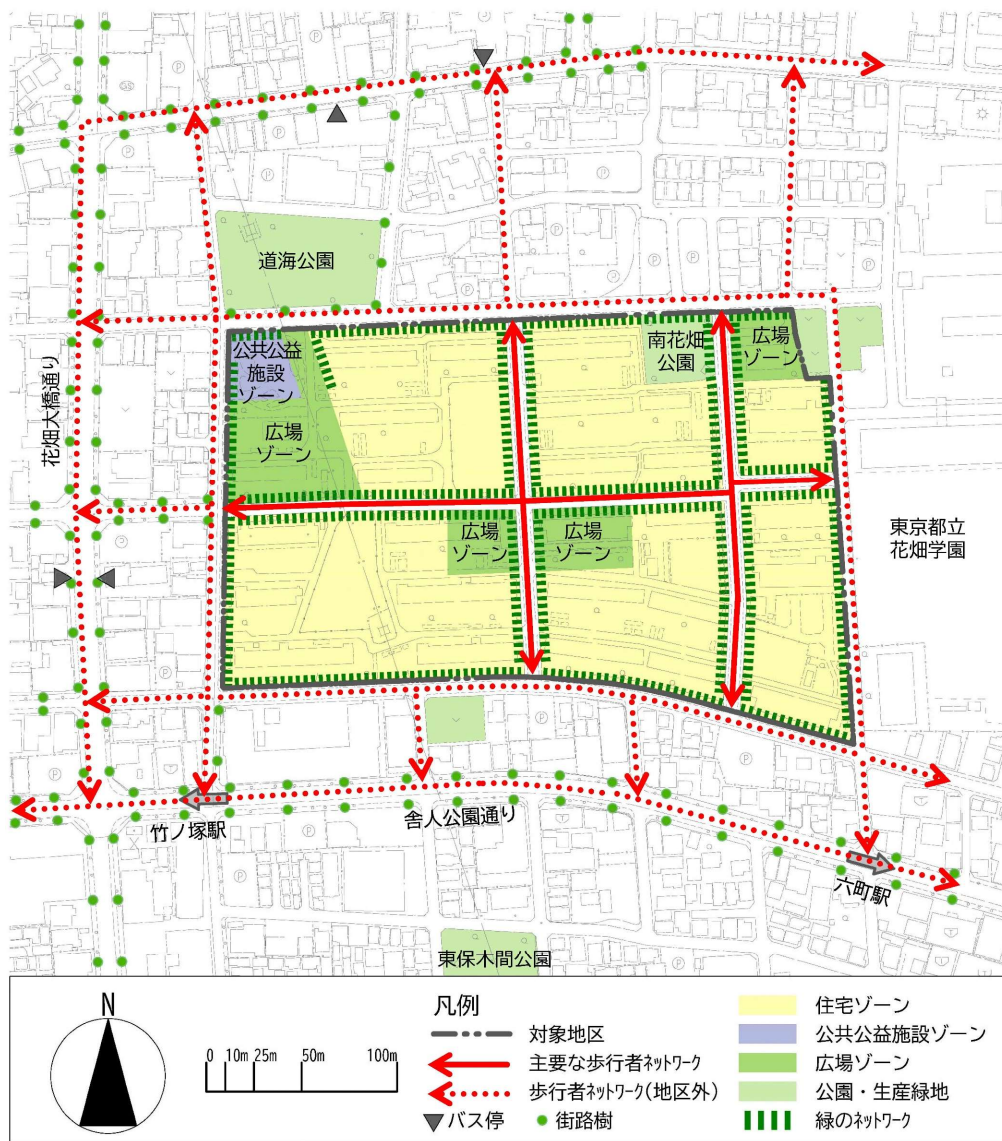
2

周辺環境と調和のとれた
地域とつながるまち

3

地域の拠点となる広場と
緑豊かなまち

まちづくりの基本方針



「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基字第459号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」（承認番号）4都市基街都第123号、令和4年7月4日

1 『住環境の向上により快適に暮らせるまち』を目指して

- 耐火性、耐震性及び浸水対策に配慮した、災害に強い住宅を供給します。
- すべての人が暮らしやすくなるように、ユニバーサルデザインに配慮します。
- 住棟の集約化により創出した用地を活用し、地域に貢献できる公共公益施設等を整備します。

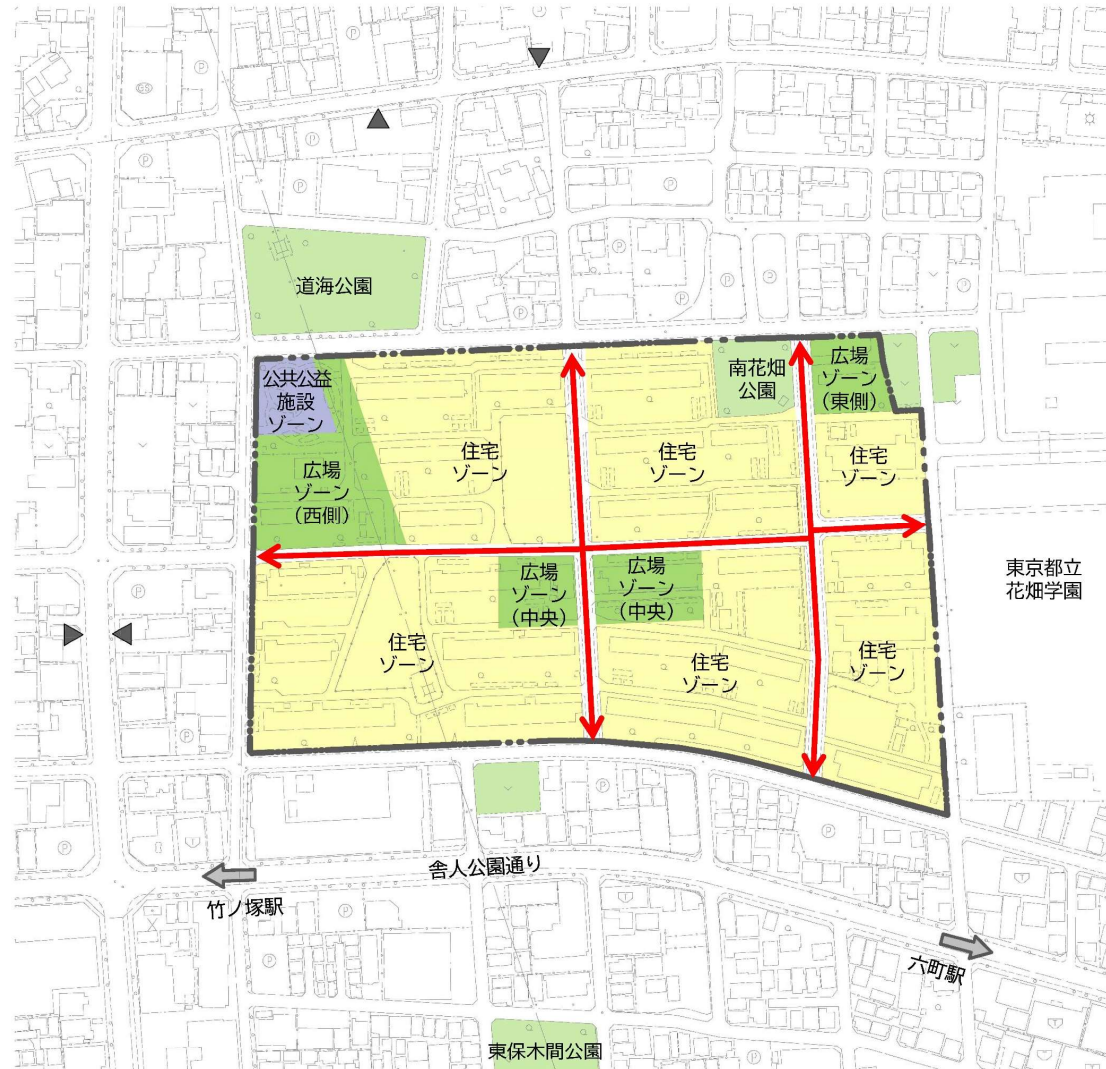
2 『周辺環境と調和のとれた地域とつながるまち』を目指して

- 周辺環境と調和のとれた建物配置になるように計画します。
- 地域住民が生活動線として利用している地区内通路を活用して、安全で、快適に通行できる歩行者空間を創出します。
- 広場と広場をつなぎ、更には周辺の公園や公共施設、住宅地等との連携を深める歩行者ネットワークを形成します。

3 『地域の拠点となる広場と緑豊かなまち』を目指して

- 日常のくつろぎ空間となり、誰もが利用できる広場を整備します。
- 周辺地域と連続した緑でつなぐ、緑のネットワークを形成します。
- 主要な歩行者ネットワーク沿いを中心に厚みのある緑化を行い、地域のシンボルとなるような沿道緑化を整備します。
- 地区内で、四季を楽しめる、緑豊かな自然環境を形成します。

『まちづくりの基本方針』に基づく土地利用方針



「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第459号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」（承認番号）4都市基街都第123号、令和4年7月4日

■ 基本的な考え方

- 建替えにより良質で多様な住宅供給に努めるとともに、周辺地域と調和のとれた建物配置を計画します。
- 地域に貢献する広場や公共公益施設等を適切に整備します。

□ 住宅ゾーン

- ・地区外周部等の建築物を後退させるなど、周辺地域への圧迫感を緩和した建物配置とします。
- ・周辺環境と調和を図りながら、適度に変化があり、ゆとりある建物配置とします。
- ・防犯や安全にも配慮した建物配置や植栽を選定します。
- ・地区内外の住民の利便性が向上し、スムーズに通行できるような歩行者ネットワークを形成します。

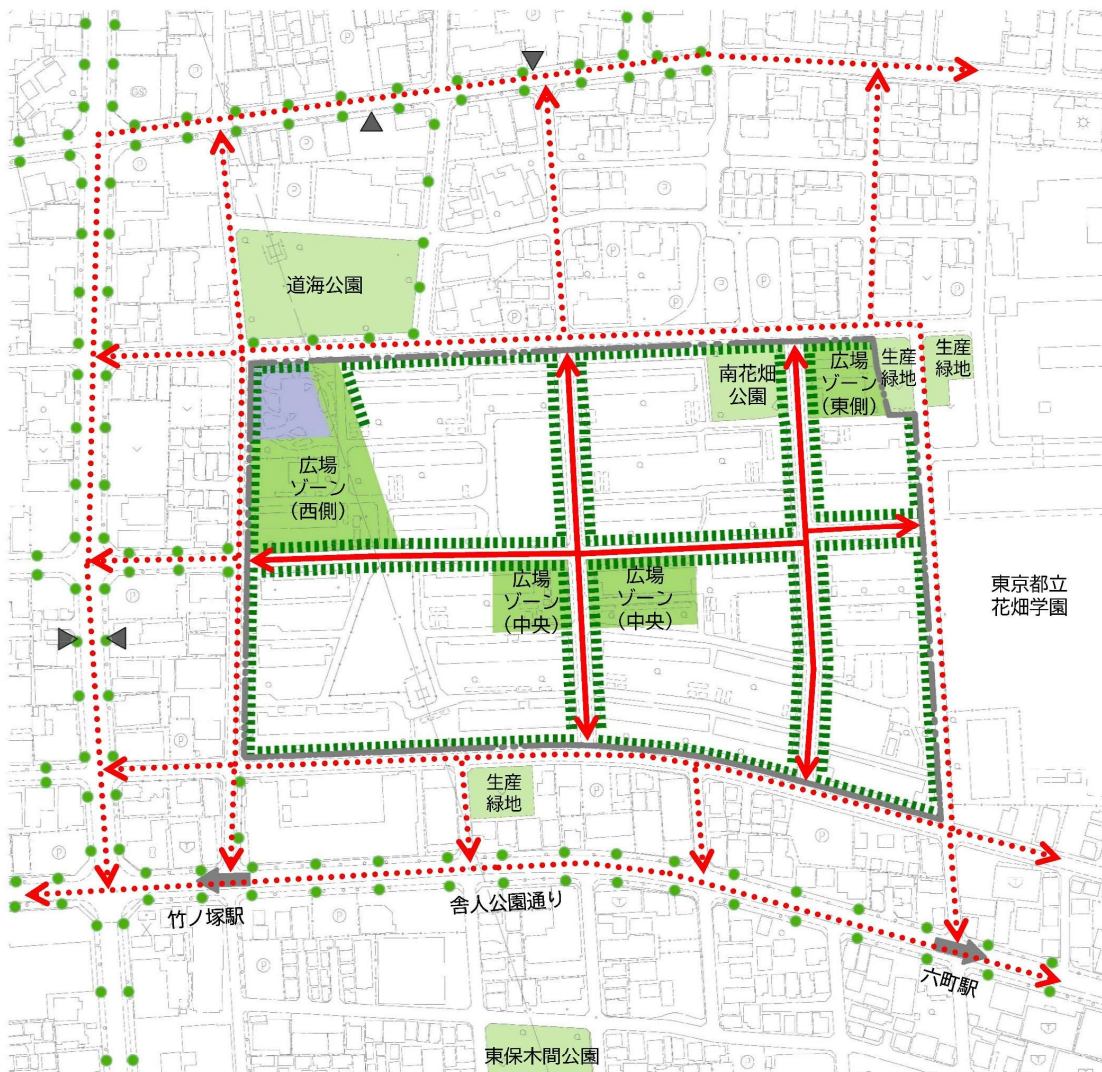
□ 公共公益施設ゾーン

- ・周辺の区立公園や広場に隣接するエリアに、良好な立地環境を活かした公共公益施設を整備します。

□ 広場ゾーン

- ・避難場所として活用できる十分なスペースを確保します。
- ・歩行者ネットワーク沿いや区立公園に隣接した、周辺地域からアクセスのしやすい場所に配置します。
- ・まとまった規模の広場空間を分散して配置します。

『まちづくりの基本方針』に基づく広場と歩行者ネットワークの整備方針



「この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第459号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」(承認番号)4都市基街都第123号、令和4年7月4日

■ 基本的な考え方

- 各広場ゾーンは、防災上有効な、誰もが心地よく過ごせる、地域の拠点となる場所として整備します。
- 主要な歩行者ネットワークは、緑を感じながら快適に歩ける、魅力ある歩行者空間を整備します。

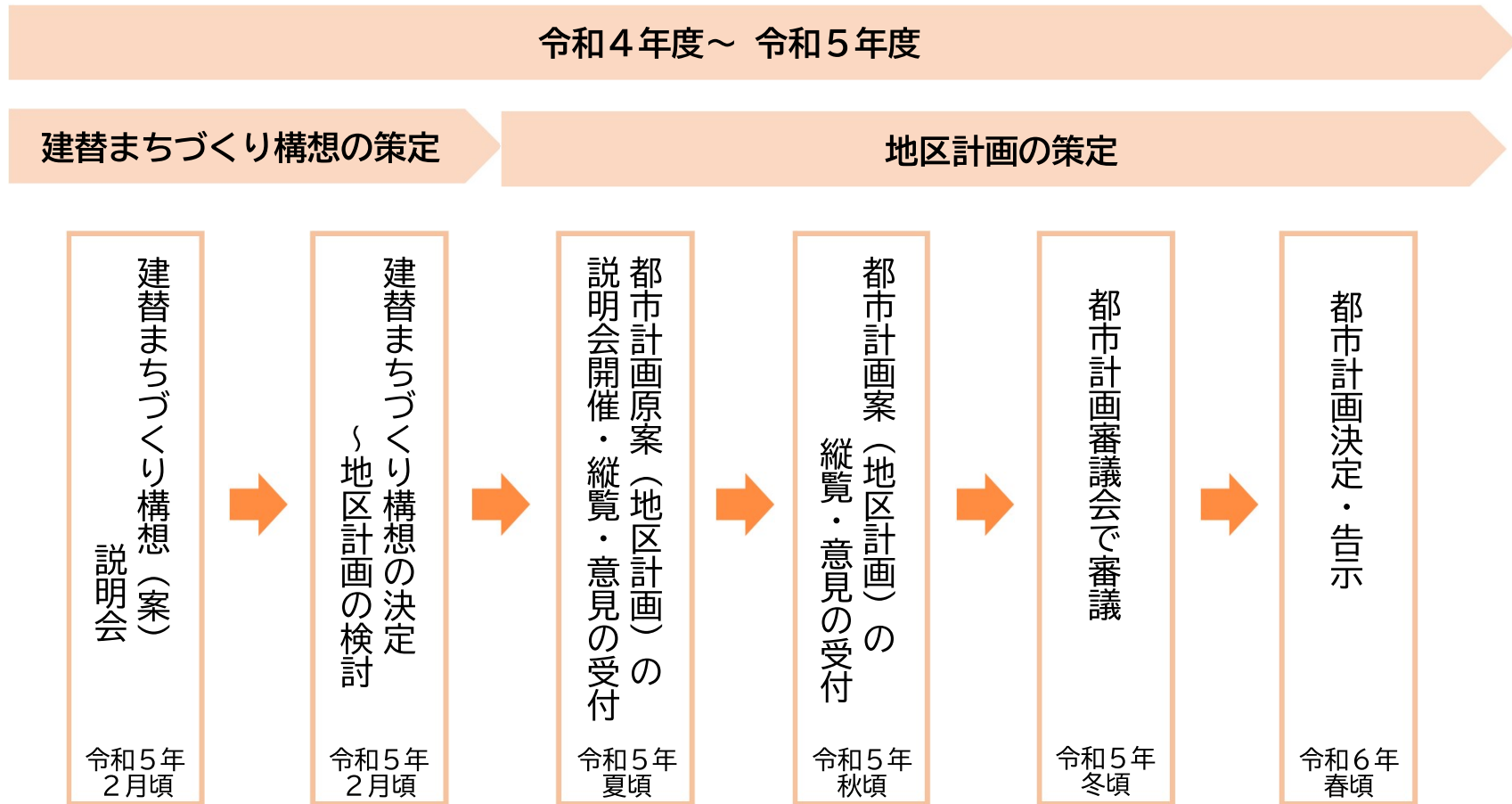
□ 広場空間

- ・西側の広場は、バス停に近く、道海公園や公共公益施設ゾーンに隣接することから、散策や交流の場として、人々が行き交う場所となるよう整備します。
- ・東側の広場は、南花畑公園や生産緑地との連続性をふまえ、中高木による緑を連続させ、その緑陰でくつろいで過ごせる場所となるよう整備します。
- ・中央の広場は、主要な歩行者ネットワークの交差点に配置し、多世代が交流できる地域の拠点となるとともに、主たる避難場所となるよう整備します。

□ 歩行者ネットワーク

- ・主要な歩行者ネットワークには、歩道を整備します。
- ・主要な歩行者ネットワークは、見通しの確保や適切な照明の整備等により、歩行者の安全性・防犯性に配慮します。
- ・主要な歩行者ネットワーク沿いは、地域で親しまれている良好な樹木の保全と新植する樹木による緑豊かな歩行者空間を創出します。

》 今後の予定



<問い合わせ先>

足立区 都市建設部 住宅課

電話：03-3880-5283 FAX：03-3880-5615 Mail：juutaku@city.adachi.tokyo.jp

東京都 住宅政策本部 都営住宅経営部 再編利活用推進課

電話：03-5320-5039 FAX：03-5388-1477